

は、この水色のところだけ見ますと、八九・四から九一・五に少しだけ改善、政令市では五五・八から八五・八まで改善、市区町村は一〇・九から二〇・八、改善の率は高いものの、やっぱり絶対値がまだまだ低いんじゃないかなという、そういう状況が見て取れるわけなんです。

こちらについても、今後どのように改善をされしていくんでしょうか。

○政府参考人(永山賀久君) 学校における業務改善計画、方針ですね、こういったものについては、御指摘のとおり、特に市区町村の取組について一層進めていく必要があるというふうに考えてございます。

○新妻秀規君 学校における業務改善計画、方針ですね、こういったものについては、御指摘のとおり、特に市区町村の取組について一層進めていく必要があるというふうに考えてございます。

○政府参考人(永山賀久君) 学校における業務改善計画、方針ですね、こういったものについては、御指摘のとおり、特に市区町村の取組について一層進めていく必要があるというふうに考えてございます。

○新妻秀規君 是非とも取組の推進をお願いします。

次に、運営費交付金など基盤的経費の確保について、これは大臣伺います。

二十代から四十代の研究者百四十一名を対象とした日経が行つたアンケートによりますと、その八割が日本の科学技術の競争力が低下したと回答しました。必要な対策は、長期的視野の研究環境、研究時間の確保、研究予算の増加との結果です。

○新妻秀規君 はい。

ノーベル賞の受賞者も警鐘を鳴らしています。物理学者の益川先生、金を取るための書類書きが忙しくなったという指摘です。同じく物理学者の梶田先生、今の時代はとにかく出口志向で、こういうことをやりなさいと要求される、成果は出せ、年に何本論文出せと要求され過ぎている、短期志向、応用志向の研究を否定するつもりはないが、基礎研究を長い目で支える姿勢が必要だと、こういう指摘です。

そのためにも、回答にもあるように、まずは基礎的経費である国立大学法人運営費交付金の拡充を強く求めたいところですけれども、どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 大学における研究は、行するための方策などについて御議論をいただいているところでございまして、その中では、文部科学省として、好事例あるいはガイドラインの提示だけにとどまらないで、例えば学校や教師の担当べき役割は何か文科省が明確に示すこと、また、各教育委員会における働き方改革の進捗状況を把握をして市区町村別に公表したり、真剣に取り組む自治体についてそれを支援したりする、そういう取組、そういう仕組みを構築するこ

と、こういったことも大切だといった御意見もいただいているところでござります。

文科省といたしましては、こうした御意見も踏まえまして、各自治体における業務改善方針の策定、あるいは関係者の意識改革も含めまして学校における業務改善が一層推進するよう検討を進めています。

そこで、二〇一九年度の概算要求においては、対前年度三百十六億円増の一兆九百四十五億円を確保し、それ以降は同額程度を確保しております。

○新妻秀規君 是非とも取組の推進をお願いしま

保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○新妻秀規君 是非よろしくお願ひします。

最後にドーピング対策で、これはスポーツ庁次長伺います。

二〇二〇年の東京大会に向けての重要な課題にドーピング対策がございます。この点については、八月十日に党からの提言でも取り上げまして、人

員体制の整備と検体分析によらないインテリジェンス検査の法的、人的整備及び予算の確保を訴えています。

一方、会計検査院がこの秋取りまとめた調査によりますと、ドーピング防止の体制整備事業では、約五百名必要とされた検査員が二〇一七年度末で二百六十九名しか確保できていなかつたと指摘されています。

二〇二〇年東京大会を成功に導くため、ドーピングの検査体制の整備を加速化すべきと考えますが、具体的にはどのように取り組んでいかれるのでしょうか。

○政府参考人(今里譲君) 先生御指摘のドーピングの体制でございます。

二〇一九年のラグビーワールドカップ、そして二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック大会、さらには二〇二一年関西ワールドマスターズゲームズなど、いわゆるゴルデンスポーツイヤーズと言われている時期を迎えまして、これらをドーピングのないクリーンな大会としていくことは、先生御指摘のように非常に重要なことでございます。

二年後、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功に向けて、幾つかの課題、懸念がございます。その中で、正式種目であるゴルフについて、このままでは各国代表選手にゴルフ場利用税が掛ることになります。また、我が国の国家公務員倫理規程にはゴルフ禁止規定がございます。この二点につきまして、JOC、日本オリンピック委員会の見解を求めております。

○参考人(松丸喜一郎君) JOC、オリンピック委員会の松丸と申します。

ゴルフ場利用税及び国家公務員倫理規程におけるゴルフ禁止規定について、JOCの見解を述べさせていただきます。

まず、ゴルフ場利用税についてですが、ゴルフ競技は、二〇一六年のリオデジャネイロ・オリンピック大会におきまして正式競技として復活し、二〇二〇年の東京オリンピック大会でも正式競技として実施される予定となつております。東京大会では、御承知のとおり、三十三の競技が実施されますが、ゴルフ競技以外で税金が掛かるスポ

ツは存在しておりません。

をしたいと思います。

す

り、官官接待やゴルフを使った様々な不祥事が起

ゴルフは世界百四十六の国で広く親しまれておりまして、六千万人もの愛好者のいるスポーツであります。J.O.C.、日本オリンピック委員会は、日本におけるゴルフ競技の普及と振興を推進するため、日本スポーツ協会、日本ゴルフ協会等のスポーツ、ゴルフ関係団体、関係者とともに、ゴルフ場利用税の撤廃を要望いたします。

次に、国家公務員倫理規程上の利害関係者ゴルフを禁止する規定についてであります。IOC、国際オリンピック委員会が定める

ゴルフ場利用税の存廃につきましては、我がが民党の税制調査会においても長年議論が行われてきましたところでござります。その結果、ここ三年間は長期検討ということになつております。

貴重な地方の財源、今ゴルフ場利用税は、十五年前、非課税措置が導入されたとき七百兆円ございましたが、現在は五百兆円を切つてしまつて、三割減ということになります。バブルの時代からいえれば半減しているわけであります。ゴルフ場と地方自治体が大都市から離れば離れるほど

応益性と担税力というこの二点からいまだに理の根拠があるという総務省のおしゃり方なですが、総務省は、そもそも設置法で自立的・社会の形成を目的として地方税が企画立案をすというわけであります。普通の会社だつたら、割も税収や收入が減つたら責任問題じやないですか。総務省は何か手だてをしているんですか。重な財源、貴重な財源と言ひながら、このまづと放置したまま三割も税収が下がつて、困っているのは本当に貴重な財源である地方自治

合
方
貴
三
す
る
三
す
る
禁
止
す
る
事
件
が
あ
つ
て
、
当
時
は
當
然
ゴ
ル
フ
を
温
床
と
な
つ
た
汚
職
事
件
が
あ
る
ん
で
す
か
。
こ
の
十
年
間
は
皆
形
式
犯
じ
や
な
い
で
す
か
。ゴ
ル
フ
を
行
為
規
制
し
て
逆
に
罪
を
つ
く
つ
て
い
る
ん
じ
や
な
い
ん
で
す
か
。國
家
公
務
員
倫
理
審
查
會
の
規
程
が
。

ゴ
ル
フ
の
全
面
禁
止
と
い
う
中
で
外
例
規
定
が
あ
り
ま
す
。そ
の
外
例
規
定
を
教
え
て
く
だ
さ
い
。

○政府参考人(池本武広君) お答えを申し上げま

ンピツク憲章の根本原則の第四条には、スポーツをすることは人権の一つである、全ての個人はいかなる種類の差別を受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならぬ、このよう定められておりま
ルフ場が二百近く潰れ、そして地方の貴重な財源を失われているといふ、こういう現実がござります。まさに共倒れが発生しつつあるわけであります。
その流れがあれば、その長期金貸だと思ってお

いやないですか。堅持ばかりを訴えて何にも聞こえもしない。何か長期検討しているんですか、えてください、総務省。

直教減りす。国家公務員倫理規程第三条第一項七号におきまして、一般職の国家公務員が利害関係者とともにゴルフをすることが禁止されております。このゴルフにつきましては、例えば多數の者が

す。また、第六条には、このオリンピック憲章の定める権利及び自由は、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治的又はその他の意見、国や社会的な出身、身分などの理由によるいかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならぬ、このように定めております。また、憲章には定めはございませんが、オリンピック精神の下では、競技されるスポーツ、これは全て平等であることは言うまでもありません。

○政府参考人(稻岡伸哉君) お答え申し上げます。
りますが、いま一度原点確認をしたいと思うんですね
すが、スポーツであるゴルフに税金を掛け続ける
合理的な根拠は何なんでしょうか。その合理的な根
拠がなければ、先ほど、オリエンピック憲章がある
とおり、差別的行為と言わざるを得ないわけであ
りますから、改めて総務省に御見解をお聞かせ願
いたいと存じます。

でござります。平成十五年度から創設をいたしました七十歳以上の非課税措置等の影響によるものを受け止めております。

ゴルフ場利用税につきましては、市町村から特にその七割が市町村に交付されるものであります。その市町村からこれを確保してほしいといふ強い声がありますので、その声を踏まえて私どもは堅持を図るべきものと考えておるところでございます。

まのうかともざ
参加するゴルフコンペなどにおきまして、利害関係者の参加の確認が困難であるような場合には、たまたま利害関係者と一緒になつたとしても禁止行為に該当するものではございません。

○赤池誠章君 実は、今回 文部科学省の全職員の服務調査をいたしました。その中に二名の、國家公務員倫理規程ゴルフ禁止に抵触をした二人の職員が出ました。僅か十名前後のコンペで、出向元の地方公共団体から声が掛かつて自腹を切つて

国家公務員規程は、公務員がゴルフをする権利と自由に制限を加えていることから、オリンピック憲章根本原則の第四条及び第六条に違反するおそれがあります。また、ゴルフ以外のスポーツは制限を受けないにもかかわらず、ゴルフだけが制限を受けていることから、ゴルフ競技は差別化を受けている、このようなことはオリンピック精神に反します。

ゴルフ場利用税につきましては、政府税調のいわゆる中期答申におきまして、ゴルフ場が開発許可、道路整備、防災、廃棄物処理などの地方公共団体の行政サービスと密接な関連を有していること、それから、ゴルフ場の利用料金は他のスポーツ施設と比較して一般に高額であり、その利用者の支出行為には十分な担税力が認められることから地方税として合理的と位置付けられており、現

○赤池誠章君 非課税措置で、税収が減ったとい
だけじゃないじゃないですか。数字をしつかり
ていただきたいと思いますし、そのためには地方
共同体とゴルフ団体が振興の場をつくってお互
いの共存共栄を図らうとしているわけです。
ら。まさに、是非引き続き、地方税の企画立案案
総務省の地方税務局の仕事でしよう。是非、企
立案をやっていただきたいと思います。

以上の観点から、JOC、日本オリンピック委員会は同規程の早急な見直しを求めたいと思います。

○赤池誠草君 済みません、七百兆円、五百兆円
と言いましたが、七百億円と五百億円というふうに
ですので、訂正をさせていただきたいと存じます。
在においても地方の貴重な税源として十分な課税根拠を有するものと考えているところでござります。

続きまして、公務員の倫理規程について、人院内にある国家公務員倫理審査会にお伺いをしたいと思います。

文部科学省に置かされました調査・検討チームの調査報告によりますと、当該職員は、職員の利害関係者が在職するかつての出向先のゴルフコンペに参加して、実際に複数回、利害関係者とともにゴルフをしたことなどがございます。

こうした事実を前提といたしますと、先ほど申